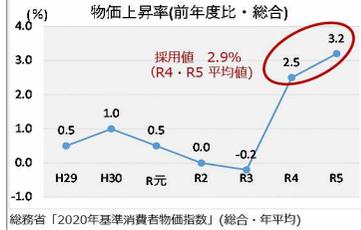


下水道事業

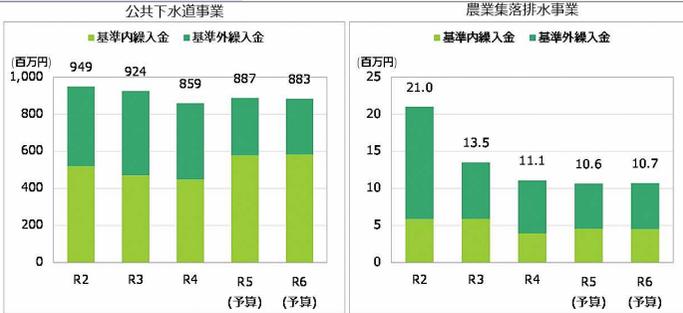
1 現状と課題

<経営の健全化>

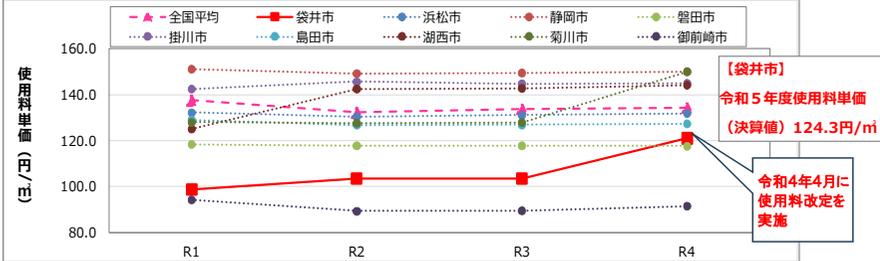
- ◆一般会計からの多額な基準外繰入金
- ◆令和5年度末現在 使用料単価124.3円/㎡
(国の方針150円/㎡)
- ◆汚水処理に係る経費回収率80.6%
- ◆近年の物価上昇による維持管理費等が増加傾向



一般会計繰入金の動向



周辺市における使用料単価の推移



【参考】使用料単価に対する国の方針

現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあつては、まずは使用料単価を150円/㎡に引き上げること
下水道事業における使用料の適正化(2005年1月・全国財政課長等会議資料)
「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行方べき経営努力として、使用料徴収月3,000円/20㎡を前提とする」
公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月・総務省通知)

<下水道整備の推進>

- ◆令和5年度末 整備面積1,019.3ha、整備率54.1%(公共下水道事業)完了目標は令和22年度

<施設の機能維持>

- ◆供用開始から20年経過
- ◆施設の改築・更新への取り組みが必要
- ◆災害対策(耐震化・耐水化)への取り組みが必要

<業務執行体制の確保>

- ◆安定した事業運営の継続のため、人員の確保・技術の力の向上と継承や官民連携手法の活用等の検討が必要

下水道の整備状況(令和5年度末)

事業種別	公共下水道事業		農業集落排水事業
処理区	袋井処理区	浅羽処理区	合計
全体計画面積	1,540ha	344ha	1,884ha
整備面積	713.6ha	305.7ha	1,019.3ha
処理区域人口	31,522人	10,702人	42,224人
接続人口	28,577人	9,748人	38,325人
管渠延長	174.8km	81km	255.8km
整備率	46.30%	88.90%	54.10%
人口普及率	35.80%	12.20%	47.90%

<経営改善への取組状況>

- ◆下水道使用料の改定と経営戦略の策定
懇話会開催・意見書提出
(平成25~26年度、令和元年度)
下水道使用料改定(平成28年4月、令和4年4月)
経営戦略策定(令和2年度)
- ◆下水道使用料改定による一般会計繰入金の削減
- ◆省電力・省エネ設備の採用による経費削減
- ◆計画に基づいた適正な企業債借入額と資本費平準化債の活用
- ◆計画的な管渠整備と袋井浄化センター水処理施設、汚泥処理施設等の増設
- ◆ストックマネジメント計画に基づいた既存施設の計画的な改築
- ◆袋井浄化センターの耐震化工事、耐水化基本計画の策定・周知活動等による接続率の向上

2 前回(令和元年度)水道料金等懇話会 意見書の内容について

<前回 改定案の概要>

- ◆平均改定率20%
- ◆基本水量の設定、従量使用料の水量区分等は、改定前から据え置き
- ◆使用料単価(従量料金)は、国の方針150円/㎡を設定
急激な負担増軽減のため、段階的に引き上げるとし、125円/㎡
- ◆固定的経費のうち使用料収入が賅う割合の目標を50%と設定
急激な負担増の軽減のため、令和4年度4月改定では、中間である40%

【目標】

- ◆使用料単価を150円/㎡まで上げる
- ◆固定的経費のうち、使用料収入が賅う割合を50%
- ◆急激な負担増の軽減のため、段階的に引き上げ

【令和元年度懇話会における使用料改定の考え方】

(令和元年度懇話会資料より)

	基本料金の割合	従量料金	改定年度	備考
平成30年度	30%	使用料単価 104.1円	H28.4.1	令和元年10月1日 消費税改定
懇話会提言(令和元年度)	40%	使用料単価 125円	R3.4.1 → R4.4.1	コロナ感染症による市民生活への配慮により料金改定を令和4年4月1日に延期

【前回懇話会における項目ごとの考え方】

項目	説明	R元.4月現在袋井市の状況	前回懇話会方針
基本水量	基本料金に付与される排水量	16㎡(2ヶ月)	そのまま
基本料金	使用の有無にかかわらず支払う料金 ※ 基本料金を高くすると料金収入が安定するが、少量使用者の負担感が大きくなる。	1,320円(2ヶ月)	段階的に引き上げ
従量料金	基本水量を超えて使用した水量に応じて支払う料金 ※ 使用水量に対して料金が変動するため、公平性が保たれる。	17~50㎡:113.30円/㎡ 51~100㎡:138.60円/㎡ 101㎡~:151.80円/㎡	引き上げ
使用料体系	累進制か単一制	累進制	そのまま
累進度	最高区分の従量料金単価÷最低区分の従量料金単価	1.3	そのまま
水量区分数	水量区分の数	3	そのまま

※上記金額は税込(10%)

3 今回(令和6年度)水道料金等懇話会 意見書の内容について

(1) 新下水道使用料案

<新 改定案の概要>

- ◆平均改定率20.7%
- ◆基本水量の設定、従量使用料の水量区分等は、現行制度から変更なし
- ◆使用料単価(従量料金)は、前回懇話会の目標を踏襲し、国の方針150円/㎡
- ◆固定的経費のうち使用料収入が賅う割合は、前回懇話会の目標を踏襲し、目標の50%
- ◆農業集落排水事業は、公共下水道事業と同等の便益を供与していることを考慮し、引き続き、公共下水道事業と同一の使用料体系

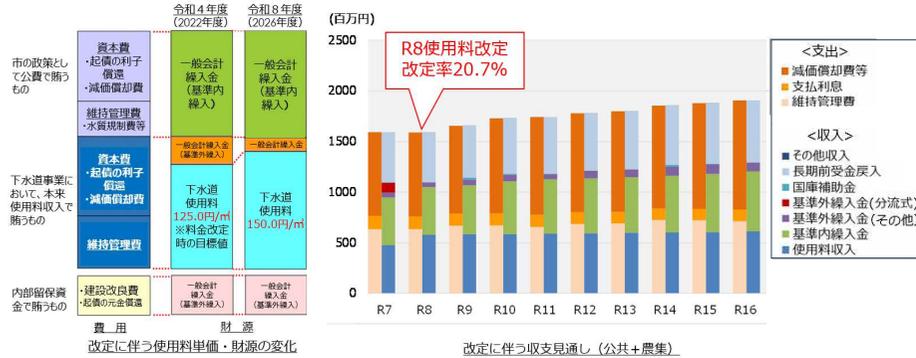
(2) 下水道使用料算定の基本的な考え方

ア 使用料対象経費

前回懇話会の提言を踏襲し、使用料で賄うべき経費については、下水道事業に係る経費のうち、公費で負担すべき費用（基準内繰入金）を除いたものとする。国の方針で「最低限行うべき経営努力」として示される使用料単価150円/㎡を使用料対象経費とし、平均改定率は20.7%とする。

イ 使用料算定期間

下水道使用料等は、国土交通省が位置付けている使用料算定期間である5年間とし、令和8年度から令和12年度までとする。



(3) 新料金体系

ア 二部使用料制

二部使用料制は、「基本料金」と「使用水量」に応じて加算される従量料金からなる体系であり、使用水量に応じた費用負担の公平性と経営の安定性を確保できる方法であることから、二部使用料制をそのまま継続とする。

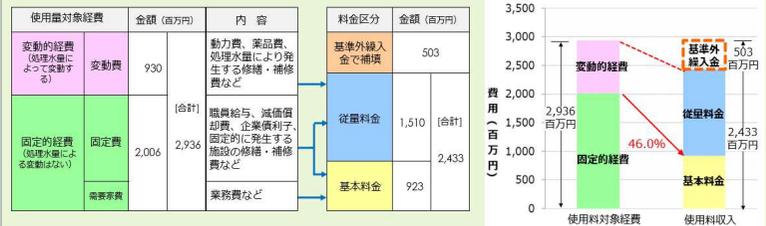
イ 基本水量制

下水道使用料等の基本水量は、市民一人当たりの1か月の平均水道使用水量が約8㎡であることに合わせ、平成28年度の使用料改定時に8㎡と見直しを実施している。基本水量は8㎡を継続する。

ウ 基本料金

固定的経費に対する基本料金の割合を引き上げ、安定的収入の確保のため、50%とする。

<検証結果> 現行使用料体系での基本料金の固定費の占める割合
※ 令和8年度～令和12年度のデータから使用料対象経費を固定的経費と変動的経費に分解し検証



工 従量料金

使用料単価を国の方針である150円/㎡まで引き上げるため、基本料金の設定を踏まえ、使用料単価150円/㎡、平均改定率20.7%となるように従量料金を設定する。

オ 使用料体系、累進度、水量区分数

使用料体系については、従来どおり累進制を採用し、累進度は1.3、水量区分数は3を継続する。

新 下水道使用料体系 基本方針

項目	説明	現在の袋井市の状況	方針(案)	備考
基本水量	基本料金に賦課される排水量	16㎡(2か月) 8㎡(1か月)	水道事業の方針と同一	前回懇話会の意見書では、現在の使用料体系に基づく提案である。(基本水量あり)
基本料金	使用の有無に関わらず支払う料金 ※基本料金を高くすると料金収入が安定するが、少量利用者の負担感が大きくなる。	1,760円(2か月) 880円(1か月)	固定的経費に対する基本料金の占める割合を50%	
従量料金	基本水量を超えて使用した水量に応じて支払う料金 ※使用水量に対して料金が変動するため、公平性が保たれる。	17~50㎡ 118円/㎡ 51~100㎡ 145円/㎡ 101㎡以上 159円/㎡	基本料金とのバランスを勘案し検討	使用料単価が150円となることを考慮する。
使用料体系	累進制又は単一制 ※少額利用者と大口利用者の負担/ランスを考慮しつつ、大口の利用者の需要変動リスクを見込む。	累進制	そのまま(累進制)	下水道の使用料体系では広く採用されており、周辺自治体の下水道事業でも多く採用されている。
累進度	最高区分の従量料金単価 ÷最低区分の従量料金単価 ※累進度の引き上げは、大口の利用者の負担額が増加、大口の利用者への依存が高まる。	1.3	そのまま(1.3)	本市の累進度は周辺自治体の下水道事業の中では低い水準である。
水量区分数	水量区分の数 ※累進度の現状を維持する方針	3	そのまま(3)	本市の水量区分は、現状3区分であり、周辺自治体等の中では少ない部類である。

下水道使用料 改定案 新料金表 (2か月分・消費税10%込)

基本料金	従量料金(1㎡につき)			
	1~16㎡	17~50㎡	51~100㎡	101㎡~
2,200円	基本料金に含む	152円90銭	194円70銭	205円70銭

下水道使用料 現行料金表 (2か月分・消費税10%込)

基本料金	従量料金(1㎡につき)			
	1~16㎡	17~50㎡	51~100㎡	101㎡~
1,760円	基本料金に含む	129円80銭	159円50銭	174円90銭

下水道使用料 新料金・現行料金比較

2か月あたり(10%税込)

名称/項目	項目	基本料金及び従量料金単価				使用水量別使用料(円)				
		基本料金	従量使用料単価(円/㎡)			16㎡	40㎡	60㎡	80㎡	
現行	基本水量16㎡ 従量区分3 累進度1.3	-	1,760	129.8	159.5	174.9	1,760	4,875	7,768	10,958
改定案	基本水量16㎡ 従量区分3 累進度1.3	使用料	2,200	152.9	194.7	205.7	2,200	5,869	9,345	13,239
		現行との差額	440	23.1	35.2	30.8	440	994	1,577	2,281
		改定率	25%	17.8%	22.1%	17.6%	25.0%	20.4%	20.3%	20.8%

モデルケース(一般家庭)の場合

<使用水量40㎡、2か月分(消費税込み)の場合>

- ・新使用料(案) 5,869円
- ・現行使用料 4,875円

994円増

4 今後の取組への提言について

(1) 経営の健全化と経営持続のための取り組み

一般会計からの繰入金への依存を解消し、経費回収率を向上させ、事業を持続するための健全な経営運営を行うことが必要です。また、包括民間委託の検証、消費電力型設備の採用の検討などの施策導入の検討が必要です。

(2) 下水道施設整備の推進及び計画区域の適正化

将来にわたる効率的な汚水処理を目指し、国が位置付ける「10年概成」や近年の物価高騰、人件費上昇を踏まえた効果的な整備を進め、国等の動向を注視し、経済性や効率性を考慮した計画の適正化の検討を求めます。

(3) 施設の機能維持

計画的な施設の改築・更新及び地震や水害への対策による継続的な施設の機能維持及び事業の推進を求めます。

(4) 必要な人員と業務執行体制の確保

人員の確保や育成、技術職員の確保とともに、民間業者の活用等による業務執行体制の確立の検討を望みます。